

議案第43号

大田原市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

大田原市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成28年6月13日提出

大田原市長 津久井 富雄

大田原市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部  
を改正する条例

大田原市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26  
年条例第28号）の一部を次のように改正する。

第10条第3項第4号中「中学校」の次に「、義務教育学校」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。